

特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目（告示事項）の改正の概要（案）

1. 背景

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として政令で指定し、その飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。

ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受けた場合には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）に定めるほか、同規則第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目を定めている。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。）
環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号。）

今般、特定外来生物等専門家会合においてアカゲザルとニホンザルが交雑することにより生じた生物等が特定外来生物に指定すべきことが適当であるとされたことに伴い、環境省告示について、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるための改正を行う。

なお、ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）に係る特定飼養等施設の基準の細目等については、現在検討を進めており別途定めることとする。

2. 改正の内容

- (1) マカカ・キウクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のマカカ・キウクロピス（タイワンザル）等と同等のものとする。

- (2) モロネ・クリュソプス (ホワイトバス) とモロネ・サクサティリス (ストライプトバス) が交雑することにより生じた生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のモロネ・クリュソプス (ホワイトバス) 等と同等のものとする。
- (3) ルドウィギア・グランディフロラに係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のアルテルナンテラ・フィロクセロイデス (ナガエツルノゲイトウ) 等と同等のものとする。
- (4) スパルティナ属全種 (スパルティナ・アングリカを除く。) に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のスパルティナ・アングリカと同様のものとする。